

委 託 仕 様 書

委 託 名：中原浄化センター自動水質測定装置点検業務委託
履行場所：岡山市中区祇園865番地
委託期間：令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

(目 的)

第 1 条 本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は現場説明書、仕様書及び図面等(以下「設計図書」という。)に基づいて本市関係職員(以下「監督員」という。)の指示に従って誠実に履行すること。

なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

(提出書類)

第 2 条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 課税事業者届 | 1 部 |
| 2. 委託業務着手届 | 1 部 |
| 3. 工程表 | 1 部 |
| 4. 業務主任技術者届 | 1 部 |
| 5. 業務責任者届 | 1 部 |
| 6. 再委託届出書 | 1 部 |
| 7. 現場写真帳 (A4カラー・工程毎) | 1 部 |
| 8. 委託報告書 | 2 部 |
| 9. 委託業務完了通知書 | 1 部 |
| 10. その他監督員の指示する書類 | 1 式 |

(業務責任者)

第 3 条 業務責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限(委託料額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。)を行使することができる。

(条件変更等)

第 4 条 設計図書に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第 5 条 この業務履行に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行する。

これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

(災害防止等)

第 6 条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。

また、業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

(臨機の処置)

第 7 条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は、調整・修理を行

うこと。

(業務用電力等)

第8条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格作業)

第9条 受託者は本業務履行に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第10条 本業務履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。

万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(整理整頓)

第11条 受託者は、本業務の委託期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第13条 本業務履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受託者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第14条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、J I S等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。

設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者が交換すること。

受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

- 第15条 1. 発生材のうち、特記事項により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。
2. 発生材のうち、特記事項により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。
3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。
- なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記事項による。

(検査)

- 第16条 本業務の委託期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。
- また、本業務完了後、受託者は、本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受託者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

(石綿含有建材の事前調査)

- 第17条 1. 受託者は、本業務の対象となる建築・工作物等において、大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき石綿含有建材の事前調査を施工前に実施し、監督員に書面にて調査結果の説明を行ってから着手すること。
- 同法第2項に基づく協力が必要な場合は監督員に通知すること。
2. 大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項に該当する業務については同規則第4項に定められた報告を受託者が行うとともに石綿事前調査結果報告システムからダウンロードした報告書を発注者へ提出すること。
3. 石綿事前調査は、環境省で定める有資格者（一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録されている者）により調査を行うこと。ただし、工作物の事前調査に際しては、対象となる工作物の専門知識を有する者をもって代わりとすることができる。
4. 大気汚染防止法施行規則第16条の5第1項に掲げる建築物等は調査対象としない。また、石綿等が含まれていないことが明らかであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させる恐れのない作業等も同様とする。

第2章 特記事項

第1節 概要

(委託概要)

第1条 本業務は、水質汚濁防止法第14条第2項の規定に定められた排出水の測定を行う自動水質測定装置、及び付帯機器の点検を行うもの。

(対象機器)

第2条 本業務の対象機器は下記のとおりとする。

1. 中原浄化センター自動水質測定装置及び付帯機器

1) 自動水質測定装置 1台

製造社：東亜DKK（株）

型式：NPW-160

製造番号：737798（2014年製）

測定項目：TN, TP, COD

測定原理：TN：アルカリ性ペルオキシ二硫酸カリウム分解—紫外線吸光光度法

TP：ペルオキシ二硫酸カリウム分解—モリブデン青吸光光度法

COD：2波長吸光光度法

設置場所：屋内

プリンタ：自動巻取り機能付き（感熱紙）

付帯機器：純粋製造装置（内臓）

2. 水質汚濁負荷量演算装置 1台

製造社：東亜DKK（株）

型式：CALD-2021

演算項目：TN, TP, COD, TP負荷量, TN負荷量, COD負荷量

(業務内容)

第3条 本業務の履行場所、及び業務内容は下記のとおりとする。

1. 中原浄化センター

1) 履行場所：岡山市中区祇園865番地

2) 点検内容：月次点検（試薬補充含む） 12回

半年点検（定期部品交換を含む） 1回

年次点検（定期部品交換を含む） 1回

(共通点検内容)

第4条 自動水質測定装置及び付帯機器の点検及び測定、部品の交換を行い、動作試験及び試運転調整を行うものである。月次点検、半年点検、年次点検において全ての業務対象に共通する点検項目については、下記のとおりとする。

1. 外観等一般点検

1) 水の浸透、障害物の有無、表示、損傷、腐食、脱落、変形、過熱、異臭など

2) 試料水経路清掃及びスライム除去、調整槽等内面の清掃、目詰まり等の清掃

3) 警報及びエラーの点検

4) 異常値の確認及び測定レンジ等の変更、校正等

5) 試料水及び各配管周辺の漏水点検、装置内での漏水（液漏れ）等の点検

6) その他、製造社の推奨する毎月点検項目

(機器別点検内容)

第5条 月次点検、半年点検、年次点検において、業務対象によって点検内容の異なる点検項目については、下記のとおりとする。

1. 中原浄化センターに設置されている自動水質測定装置及び付帯機器の月次点検及び試薬補充については、下記のとおりとする。

- 1) プリンタ用紙の点検
- 2) 純水器の目視点検(月次点検)
- 3) 試薬調合及び補充(月次点検) ※交換後は必ず校正を行うこと。
必要な試薬等を調合し、交換、補充を行うこと。測定試薬は本業務に含まれる。
- 4) 消耗部品交換(その都度)

2. 中原浄化センターに設置されている自動水質測定装置及び付帯機器の年次点検及び部品交換については、下記のとおりとする。

- 1) 定期交換部品の交換(年次点検)
- 2) 製造社の推奨する年次点検

注意事項

本業務において部品及び試薬等の納入及び交換は、数量総括表を参照すること。

(点検報告書等の提出)

第6条 受託者は、点検をを実施後速やかに点検内容(点検者、点検項目、点検結果、判定等)、及び点検所見(不良箇所)等を記載した点検報告書を提出すること。

(不具合発見時の報告)

第7条 本業務において点検の結果、分解等精密点検、修理、取替、改造等を必要とする場合は不具合報告書と共に、当該不具合の解消に必要な費用の見積書を監督員に提出すること。

(発生材の引渡し)

第8条 発生材のうち、撤去した交換部品において再利用が可能な物については、簡易な清掃を実施し監督員の指示する場所に納入すること。ただし、試薬等の流路に使用したチューブ及び消耗部品は除く。

- 2 再利用が不可能なものについては、関係法令に従い受託者において適切に処分すること。
- 3 本業務において発生した廃棄試薬及び廃液については、関係法令に従い受託者において適切に処理すること。